

平成 26 年度 全日本消防人共済会事業計画

全日本消防人共済会は、全国の消防団員及び消防職員等の福祉厚生を図るため、共同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的として火災共済事業及びその附帯する事業を行っている。その事業運営に当たっては、平成 21 年 9 月 1 日に決定した「これからの全日本消防人共済会の運営に当たっての基本方針」に基づいて行っているところではあるが、平成 26 年度は、引き続き全国の消防人のための共済会として、経営基盤の充実を図りながら加入推進に努める等、以下の事業計画により推進することとする。

1 経営基盤の充実等

経済・金融環境の激変や金融自由化の進展にともない、生協の経営を取り巻く環境はめまぐるしく変化おり、そのような中で安定的・持続的に共済サービスを提供するため、経営基盤の充実を図り、財務の健全性を高めるとともに事務管理態勢の強化等に取り組むこととする。

1-1 コンプライアンス等推進計画

当共済会のさらなる発展を目指し、平成 26 年度も引き続きコンプライアンスの基本方針と行動基準を遵守し、より適確な業務の運営を行うこととする。

○全日本消防人共済会コンプライアンスの基本方針とその行動基準

平成25年2月26日理事会決定事項

コンプライアンス基本方針

1. 組合員の期待に応える事業を展開するために、関係するあらゆる法令および社会規範等から逸脱することのないよう努めます。
2. 組合員をはじめ従事する職員およびあらゆる共済関係者に対して情報を公正に開示し、事業運営の透明性と健全性の確保に努めます。
3. 共済会は、資産の適正な保有と安全な運用に努め、組合員の万が一の事故や災害等にそなえて十分な支払能力を確保し、経営の健全性に努めます。
4. 共済会は、全国の地域社会の一員として、福祉厚生に取り組むことにより、安心安全な地域づくりに貢献していきます。

コンプライアンス行動基準

1. たすけ合いの共済会の役職員として、安心できる社会づくりをめざして事業の発展に力を尽くします。
2. 法令・社会規範等を遵守し、高い倫理性をもって誠実に行動します。
3. 組合員および地域の安心安全のためにサービスの提供に努め、皆さまからの意見に真摯に向かいあっています。
4. 共済会内の諸規則等に沿って事業に取り組むとともに組合員のニーズに適切に対応できるよう、常に必要な改善に取り組んでいきます。
5. 業務上知りえた情報には細心の注意をもって取り扱い、事故を発生させないよう十分な安全管理に努めます。
6. 法令違反・不正・違反行為等の防止に努めるとともに、万が一発生した場合には、原因の究明を行い、再発防止や未然防止に向けた対策に取り組んでいきます。

1－2 事務管理体制の強化等

平成 26 年度は、平成 25 年度から再構築を進めてきた「新火災共済システム」を 4 月から本格稼働させ、本部及び支部の事務管理態勢の強化を図るとともに効率的な事務の運営を行うこととする。

1－3 生協法が求める組合員管理と出資金の安定的確保

(1) 組合員管理と出資金の安定的確保

平成 26 年 4 月から「新火災共済システム」を本格稼働することにより個人毎の組合員管理を行うとともに、出資金については、これまでの「単年度毎の受け入れ払い出し方式」を「組合員毎に新規加入時に納付し脱退時に払い戻す方式」に改める。

このことにより生協法が求める組合員管理を徹底し、出資金についても組合員個人毎に管理を行うとともに、その総額（1 億円以上）の安定的な確保に努めることとする。

(2) 過去の出資金の整理

過去の消防団等毎の人数管理による出資金は、平成 25 年度に引き続き、返戻を行って整理を進めることとする。

2 加入促進及び広報活動

平成21年7月1日から、これまでの共済金額を1000倍補償から1500倍補償へと増額させ、組合員への貢献に寄与してきたところであるが、台風やゲリラ豪雨、竜巻等の自然災害は増加する傾向にあり、当共済会の職域生協としての担う役割がますます増大している。このことから職域に対する教育広報に努め、組織が一体となって加入促進に取り組むこととする。

2－1 火災共済契約の加入促進

B 型火災共済を中心として昨年に引き続き、火災共済契約者数40万人を目指し、特別加入促進キャンペーンを実施する。

(1) 重点促進共済

ア 消防団等毎に「B 型火災共済」の全員契約の加入促進を図る。

イ 25口未満の契約を25口に近づくよう増口を目指す。

ウ 特に5口の契約を10口以上とするよう増口を目指す。

(2) 促進方法

目標を達成するため、次のとおり加入促進説明会等を実施する。

ア 各支部は、未加入または全員が加入していない消防団を抽出し、1会場以上の加入促進説明会を実施する。

イ 各支部は、支部で実施される役員会、研修会、会議等で加入促進を行うと共に積極的に未加入消防団に説明会を実施する。

ウ 消防団・職員へ火災共済ちらしの配布を行う。

(3) 加入促進説明会への助成

未加入消防団等への加入促進説明会（団合同も可）を実施した場合、支部対して加入促進説明会助成費を支給する。

2－2 職域に対する教育広報

次の事業を実施し、職域及び組合員に対する教育広報を推進する。

- (1) 火災予防ポスター図案の募集及び配布〔平成26年5月～10月〕
- (2) 防火防災に関する作文の募集及び文集の作成〔平成26年5月～11月〕
- (3) 消防団（組合員）の活動支援としての防災活動車の配布〔平成27年2月〕
- (4) 加入促進に貢献した支部又は消防団に対して、これまで積み立ててきた教育事業積立金を充て、広報及び福祉厚生用テントを配布〔平成26年10月～平成27年3月〕

2－3 共済金支払いの迅速化

万が一に発生した共済事故（火災又は風水雪害等）に対する組合員からの請求に対して、速やかに審査の上請求者に対して直接送金を行う。